

# 岐阜県公報

号外 ( 14 ) 平成十九年 四月 一日

## 目 次

訓 令 甲

岐阜県職員研修規程の一部を改正する訓令

( 地方自治大学校 )

ページ  
一

## 訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十二号

庁 中 一 般  
各 現 地 機 関

岐阜県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員研修規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員研修規程 ( 昭和五十二年岐阜県訓令甲第四号 ) の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「キャリアアップ研修、キャリアステップ研修、スキルアップ研修、パワーアップ研修、特別研修及び通信教育」を「昇任前研修、階層別新任研修、能力開発研修及び特別研修」に改める。

第四条第一項及び第三項中「各課室」を「各課」に改める。

第十条中「大学校長」を「校長」に改める。

第十二条 ( 見出しを含む ) 中「キャリアステップ研修」を「階層別新任研修」に改める。

第十三条から第十五条までの規定中「大学校長」を「校長」に改める。

第十六条第一項各号列記以外の部分中「大学校長」を「校長」に改め、同項第三号中「前各号」を「前二号」に、「大学校長」を「校長」に改め、同条第二項中「大学校長」を「校長」に改める。

第十七条及び第十八条 ( 見出しを含む ) 中「大学校長」を「校長」に改める。

岐阜県公報 号外 毎週

( 火曜日 )  
( 金曜日 )

発行

( 休日 )  
( ときは翌日 )  
( 当日に当たる )

平成十九年四月一日

別表中「大学校長」を「校長」に改める。  
附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年四月一日印刷  
平成十九年四月一日発行

発 行 者  
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 飯 尾 寛  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社  
定価 一 年 四 八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む。)